

第3章 保存管理

1. 保存管理の基本方針

史跡足尾銅山跡は、我が国を代表する鉱山遺跡であり、備前楯山を中心に東西約4キロ、南北約10キロの範囲に広域に分布している。それらは近代的な生産拠点を形成し、鉱山都市としてのインフラを整え、さらには鉱害対策に取り組んだ歴史的変遷を示しており、近代鉱山技術の発展過程を体系的に示す、独自かつ貴重な鉱山遺産であるといえる。

史跡指定地は6か所（予定地を含めると7か所）あり、いずれも産銅システム全体を理解するうえで欠かせない遺跡である。そして現在、操業していた当時の姿を残しつつ、保存や公開が行なわれている。

史跡として保存されている、当時使われていたさまざまな施設や機械設備、あるいは地下遺構は、それぞれが銅生産の役割を担っていたものであり、それらは一旦失われてしまうと元に戻すことが不可能であることから、史跡の本質的価値を損なうことのないよう適切な管理のもとで、確実に保存する必要がある。

したがって、史跡足尾銅山跡の価値を次世代へと継承するため、必要な保存管理の基本方針を、下記のとおり設定する。

①保存管理体制の方針

- 史跡指定地の日常的な維持管理は、土地の所有者及び管理者が適切に実施する。
- 日光市は、所有者及び管理者の行う史跡指定地の管理状況を把握し、所有者及び管理者に対し、助言や支援を行う。

②日常的な維持管理の方針

- 点検・清掃・除草・小規模補修等の管理を行い、常に良好な状態を維持することに努める。
- 史跡としての価値の保存に影響する恐れのある、火災等の発生防止、自然災害時の対応方針を定めるなど、安全面を考慮した適切な維持管理を行う。
- 史跡地内の良好な環境の保全に努める。

③公開に関する方針

- 文化財保護とは保存と活用を原則とすることから、史跡足尾銅山跡においても、現状の維持管理行為の中において、公開可能な範囲は積極的に公開することを基本とする。ただし、鉱山保安法に基づく施設管理の観点、あるいは安全な見学路が確保できていない指定地に対しては、十分な手立てが整うまでの期間、来訪者の立入制限を設定する。復旧や整備、管理体制の見直しによって安全性の確保できた指定地は、順次公開範囲に加えるものとする。

④本質的価値の保存

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。本格的な保存対策を要する場合は学術的調査を実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、専門家の指導の下で適切な手法を選択する。
- 史跡指定地の管理上、必要な場合は公有化を検討する。
- 史跡指定地にて保存されている機械設備や道具類は、史跡の歴史的 position 付けや往時の技術などを理解する上で重要である。そのため種類に応じて、保存・修理・収蔵を図るとともに、展示公開施設の整備を図る。
- 閉山後に新たに付加された施設については、現在の役割や機能との調整を図りつつ、史跡としての価値を維持する。

⑤周辺環境との一体的保全

- 史跡指定地の周辺においては、史跡の価値を損なうことのないよう景観的配慮を行う。
- 足尾地域における史跡以外の産業遺産に関しても、その価値を損なうことのないよう周辺環境に配慮した一体的な保全に努める。

⑥総合的な調査の推進

- 史跡足尾銅山跡のさらなる追加指定と、適切な保存と活用を検討するために、史跡指定地及び周辺域において、関連する遺跡の実態把握や史料調査を含めた総合的調査を推進する。その際には、歴史学、建築史学、鉱業史学、自然科学等の専門分野からなる調査を実施し、その成果を公表するとともに、各種の施策に反映させるものとする。
- 調査事業は日光市が中心となり、所有者や研究者との連携のもとで継続的に実施できる体制を整えるものとする。

2. 指定地ごとの保存管理方針

史跡足尾銅山跡は現在6か所（予定地を含めると7か所）の指定地からなり、それぞれの立地や地形、本質的価値をなす遺構や施設の性質や規模、現状における保存状況や土地利用状況が異なっている。このことから、指定地ごとに保存管理の方針を定めるとともに、第2章3.足尾銅山跡の構成要素の分類に基づき保存管理の方法を示す。

(1) 通洞坑

①保存管理の方針

- ・坑口及び坑道の現状保存を前提とした維持管理を行う。
- ・銅山の歴史を学び体験する場としての公開活用を継続する。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

- ・坑口は閉山時の状況を残しており、原則として現状保存とする。
- ・坑道内は、岩盤（浮石や湧水等）と既設支保工を確認する定期点検業務を外部委託しており、今後も継続する。
- ・坑道内の壁面と天井部には、岩盤の掘削痕や支保工改修の履歴が確認できる。これは、操業中の改修履歴として現状保存に努めることとし、鉄骨の防錆処置・コンクリートのクラック補修や撥水処置など、部材の劣化状況に応じて補修する。木製部材の交換や補修を行う際は、原型を損なうことのないよう配慮したうえで行う。こうした補修や部材交換の実施に際しては、具体的な範囲や方法を記録し保存する。
- ・坑道内の排水溝は、日常的に清掃し、水漏れ等の点検を行って、排水機能を維持する。

ウ) その他の要素

- ・坑道内に公開用に設置した軌道敷や照明設備等は、機能維持に必要な管理を行う。改修・更新する際は、遺構の保存を前提として行うものとする。
- ・坑口上部の急崖面に対しては、枯損木や枯れ枝の除去、落石や崩落危険個所の点検・監視を行い、日常的に安全管理に努める。現在設置している防護ネットや柵の破損が生じた際には、速やかに更新する。さらに、急崖面に生育する樹木のうち、崖面を崩壊させる恐れがある箇所は、枝おろしや伐採等を検討する。
- ・通洞坑の地上部は道路用地・鉄道用地・グラウンドとして利用されており、坑道内部の保存に影響を及ぼすことのない限り、現状の土地利用を存続する。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）

カ) 関連遺跡

- ・通洞鉦山神社は所有者の協力のもとで、山神社としての歴史を紹介し、通洞坑を含む足尾銅山観光と一体的な公開に努める。

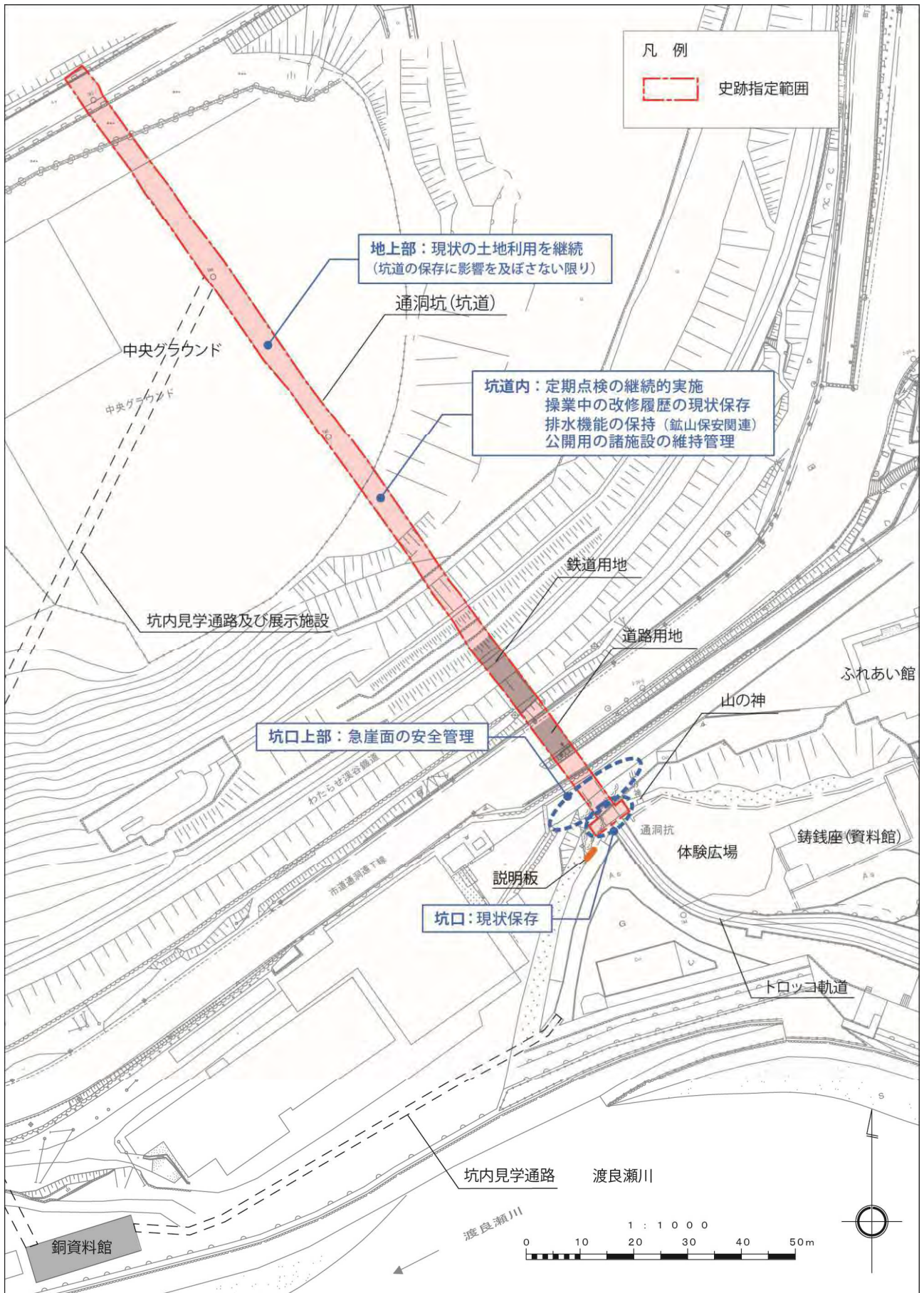


図 3-1 保存管理方針図(通洞坑)

(2) 宇都野火薬庫跡

①保存管理の方針

- ・ 操業当時の火薬庫としての空間・配置を理解できるよう、整備し公開する。
- ・ 遺構保護、自然地形の維持、見学者への安全かつ快適な環境づくりのために、通路の整備及び適切な植生管理を行う。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

- ・ 宇都野火薬庫跡は、操業期間中に数度の増築や改修を経ているが、昭和29年(1954)以降は積極的な利用がなかったことから、現状は小滝坑の廃止時(昭和29年)の配置構成をおおむね残していると考えられる。このため、宇都野火薬庫跡の指定地全体の整備公開は、小滝坑廃止時の再現を目指し、当時の火薬庫の配置構成について十分検討を行うものとする。
- ・ 建屋・土塁(隧道含む)・防火壁については、個々に保存修理の方法を検討し適切に実施する。
- ・ 土塁の上や土塁内に生育する樹木が大きく成長しており、遺構保護のために伐採する。ただし、自然環境の急激な変化が遺構の保存に悪い影響を与えることのないよう、具体的な範囲や方法を検討したうえで段階的に実施する。
- ・ 通路は維持・復旧を行い、公開時の見学路として活用する。
- ・ 石積水路は排水機能を維持するために復旧修理を行う。堆積物等により地上にて確認できない箇所は、事前に発掘調査を行うものとする。

イ) 本質的価値と密接に関わる要素

- ・ 土塁南面の通路脇に配植された樹木は、植栽時期が不明のため当面は現状維持を前提として植栽管理を行う。ただし、伸長した根が倒木の際に斜面地形を崩壊させる恐れがある場合は、伐採等の検討を行う。

ウ) その他の要素

- ・ 斜面地の植生は、枯れ枝や枯損木の除去による適切な維持管理を行う。斜面地の崩落、落石、土砂流出などの危険が予測される箇所に見られる大型化した樹木は、伐採等による安全管理に努める。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理(史跡に隣接する諸要素)

オ) 史跡の成立の基盤をなす自然的要素

- ・ 指定地の北側斜面に崩落、落石などの恐れがある場合は、史跡の保存に影響がないよう、大型化した樹木の伐採を検討するなど、指定地と同様に適切な植生管理を行う。

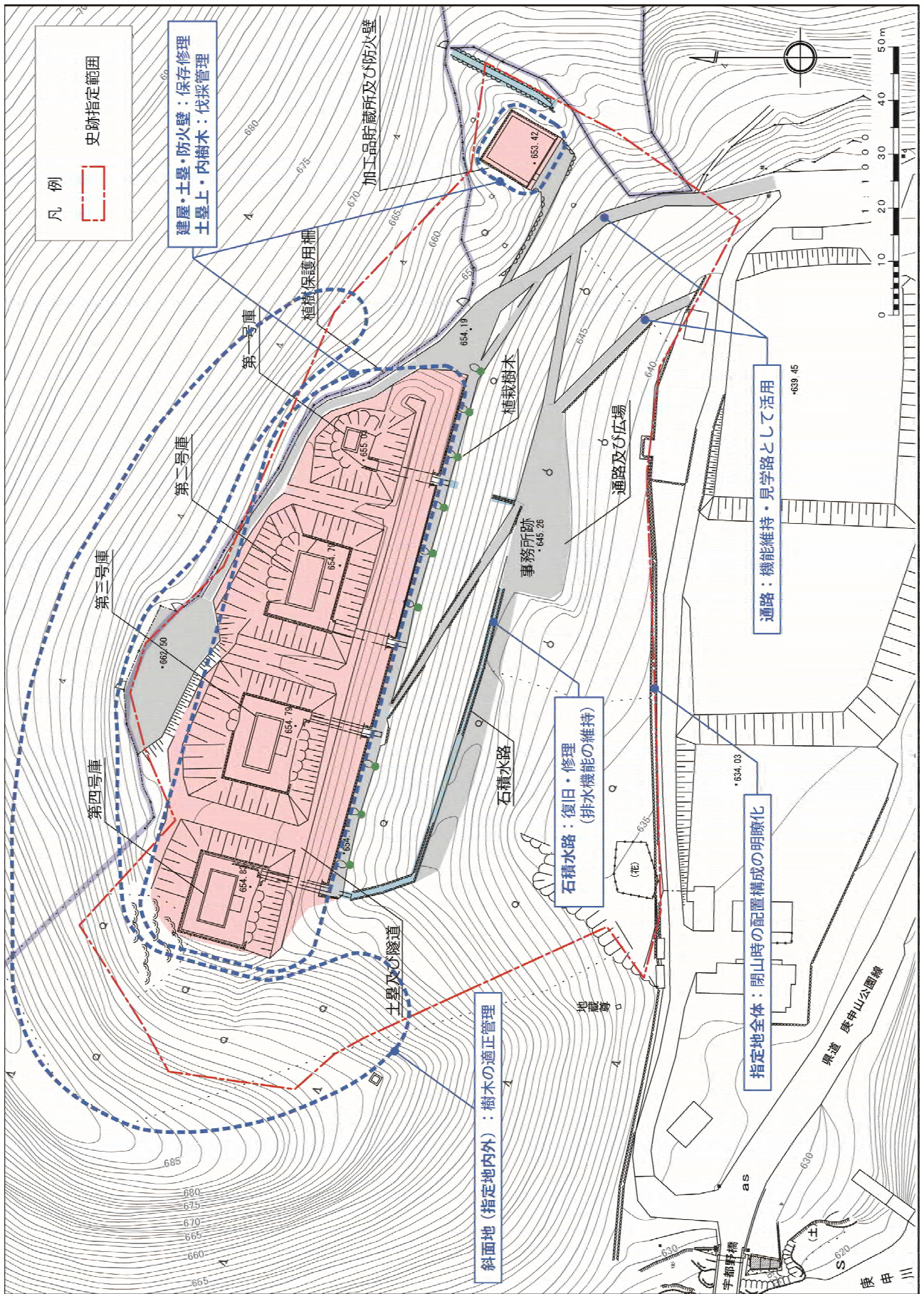


図3-2 保存管理方針図(宇都野火薬庫跡)

(3) 本山坑

①保存管理の方針

- ・保安教育を受けかつ人数制限を行うことを前提として、坑口前の公開を行う。
- ・鉱山施設としての安全管理を実施する。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

- ・指定地内の清掃・草刈等を行い、地上にて確認できる遺構（浴場跡と石積）の保存に努める。また、坑口前にかつて存在した諸施設の変遷を把握し、現存する施設の役割の解明に努める。
- ・坑口開閉所は、部分的な壁板の割れや剥がれ・窓ガラスの割れなどが見られるため、破損箇所の拡大を防ぐよう小規模補修を行い、建物としての健全な状態の維持に努める。
- ・貯鉱関係施設は、保存に影響を及ぼす樹木伐採など、現状維持を前提とした管理に努める。

ウ) その他の要素

- ・坑口は近年補強工事を行い施錠している。また、坑内支保やコンクリート壁面の点検・排水溝の清掃を定期的実施しており、鉱山施設として厳重な坑内管理を継続する。ただし、本山坑の公開に向けては、鉱山施設を厳重に安全管理した上で実現させる必要があり、管理用施設や管理体制の見直しを含めて慎重に検討を行うものとする。
- ・坑口前を通る廃水管は、定期点検で漏水の有無を確認し、機能維持を行う。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）

エ) 史跡の保存管理や公開活用に供する施設

- ・本山坑への導入部となる橋梁は、現在の橋の下に古い橋を残しているが、護岸の崩落も進んでいることから、護岸を含めた橋梁の整備が必要である。整備に際しては、古い橋の修理を検討し、坑口まで軌道が敷設されていた状況が理解できるよう配慮するものとする。

オ) 史跡の成立の基盤をなす自然的要素

- ・史跡に隣接する出川の護岸石積の崩落範囲が、史跡指定地まで広がらないよう復旧する。

カ) 関連遺跡

- ・本山坑の坑道自体は指定地外ではあるが、歴史的価値のある範囲を把握し、かつ保存できるよう適切な管理に努める。

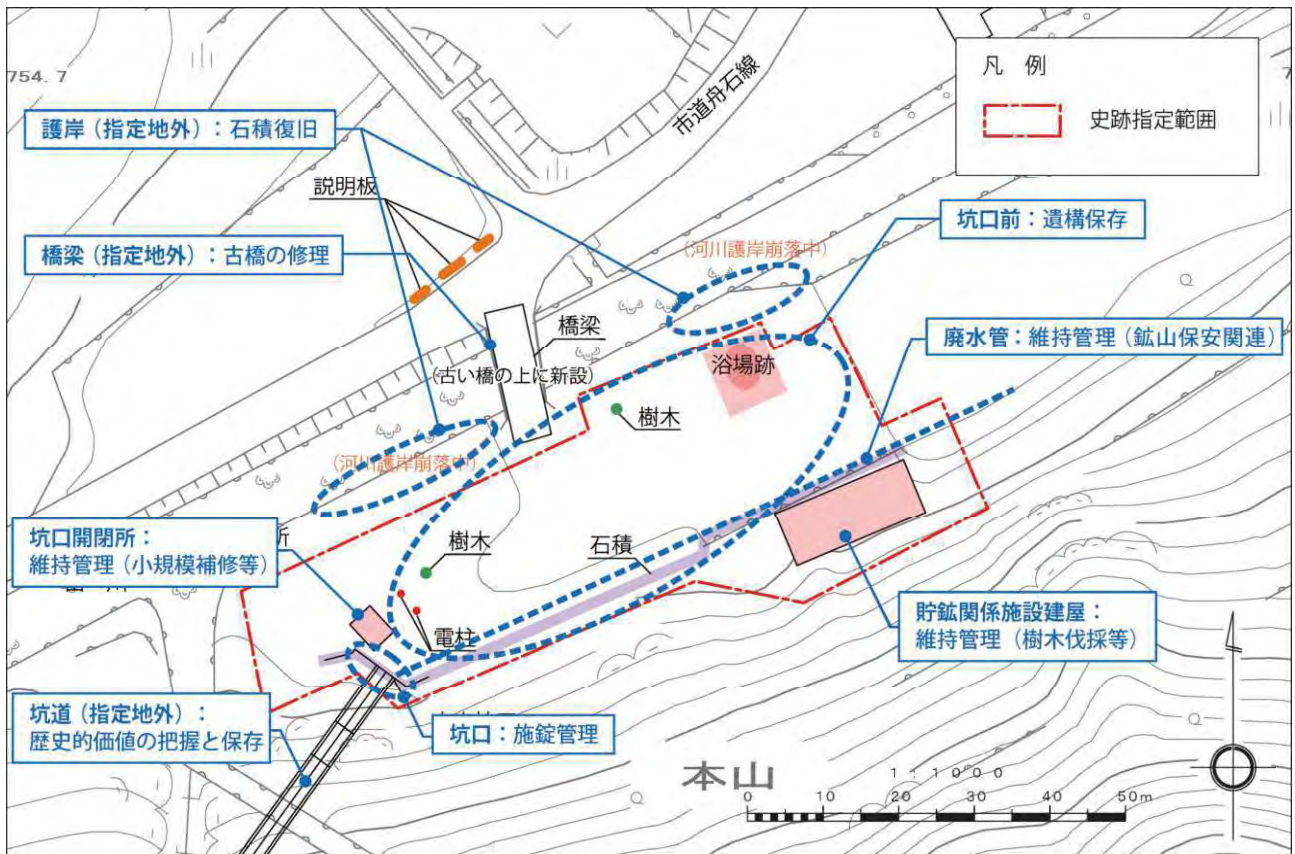


図 3-3 保存管理方針図（本山坑）

（４）本山動力所跡

①保存管理の方針

- ・ 建屋と建屋内部に遺存する動力機械の一体的保存を行い公開する。

②保存管理の方法

ア）本質的価値を構成する要素

- ・ 建屋は現在、応急措置として倒壊防止のための仮設的な補修・補強を実施している。建屋の応急措置は約 5 年とし、その間に本格的な保存修理を計画し実施する。なお、建屋の修理後は内部の動力機械を見学できるよう、公開方法を検討する。
- ・ 建屋内に残る動力機械と道具類は調査を行ったのち、現地にて維持保存する。機械類は定期的に点検を行い、必要に応じて注油や錆止めなどの措置を行う。
- ・ 建屋は市道舟石線に近接し、柵・塀等の区画施設がないことから無断侵入や盗難防止の対策方法を検討する。応急措置期間は施錠管理を行っているが、保存修理とあわせて防火・防犯設備等の設置を検討する。
- ・ 敷地を囲む石積みには、目立った孕み出しや崩壊等は確認されないことから、点検及び除草管理を行い現状維持に努める。

ウ) その他の要素

- ・石積水路と建屋の間に生育する樹木は、伸長する根が遺構に影響を与えることから、伐採する。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）

オ) 史跡の成立の基盤をなす自然的要素

- ・指定地の西側に隣接する、石積水路は除草管理等の現状維持に努める。石積水路の西側に立つ組立コンクリート塀は、現状を維持し、設置年や本山動力所（建屋）との関連性の把握に努める。

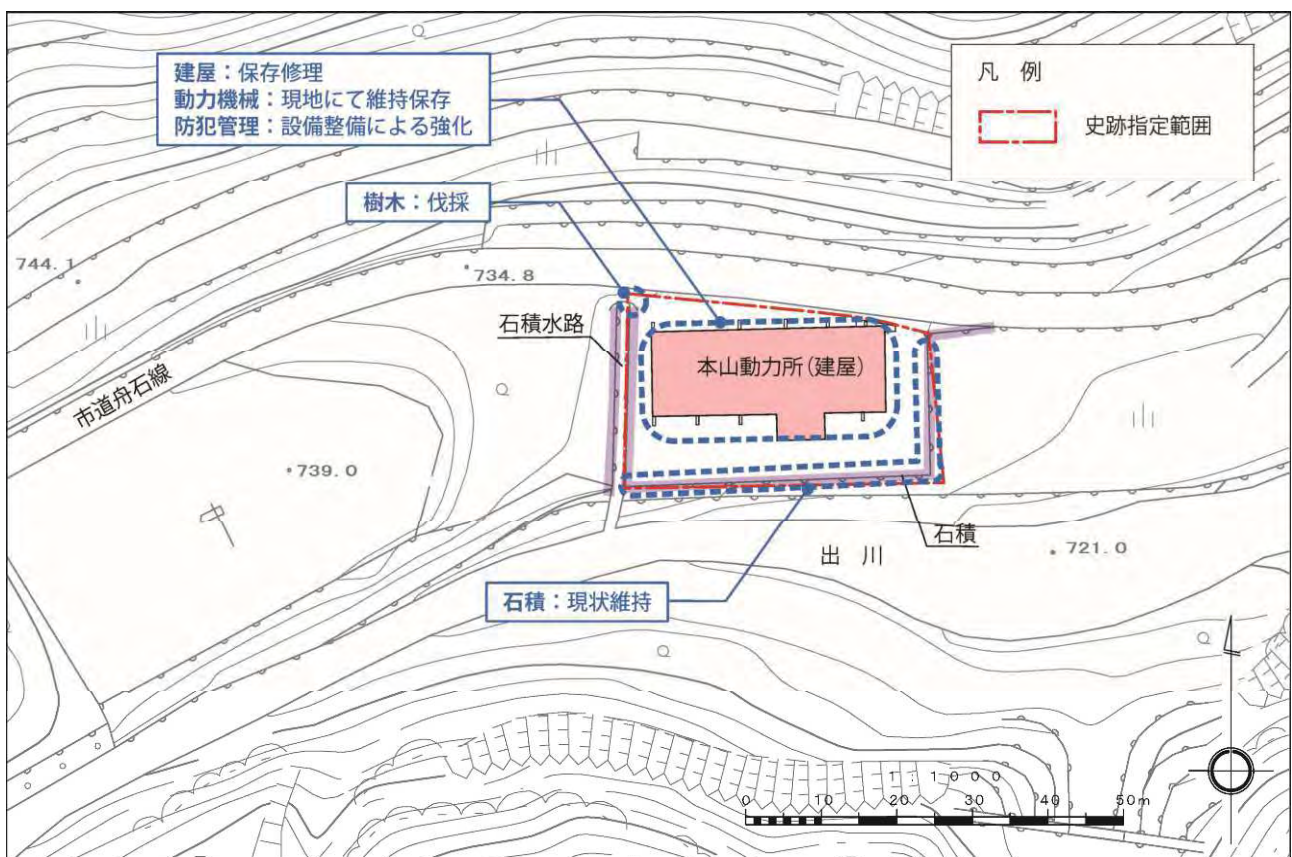


図3-4 保存管理方針図（本山動力所跡）

(5) 本山製錬所跡

①保存管理の方針

- ・製錬関連の機能、輸送運搬の機能、環境対策の機能が同時に確認できる複合拠点の跡地として、それぞれの機能を担った現存する諸施設や地下遺構の適切な保存を図る。
- ・鉱山施設の管理拠点としての機能を継続する。
- ・鉱山施設としての管理上、必要となる施設の設置と更新は、遺構保存との調整を図って実施する。
- ・保安教育を受けかつ人数制限を行うことを前提として、安全性が確保された公開ができるよう必要な整備を行う。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

【本山製錬所関連】

- ・大煙突は、現状維持に努める。コンクリート内部の鉄筋が露出している箇所が部分的にみられることから、日常管理において点検を継続し、鉄筋の露出や爆裂、破損個所の拡大状況を観察する。破損状況の拡大を防ぐための応急的措置や保存修理の際には、専門家の指導のもとで、適切な措置を取るための方法を検討する。
- ・自熔炉の工場建屋内にあった設備等（転炉、自熔炉フレーム、クレーン柱・鑄造機）は現地保存とする。現状において鋼材の発錆が著しいこと、露天で直接雨がかかること、水たまりとなった部分に鋼材が浸かる箇所があることから、保存のための防錆処置、及び保存環境の改善策としての覆屋の設置等を行うものとする。
- ・計器室は、階段や出入口の庇などコンクリートのクラック・内装の汚損・排水管の漏水・窓ガラスの割れなどが見られるため、破損箇所の拡大を防ぐよう小規模補修を行い、建物としての健全な状態の維持に努める。さらには、見学施設として内部公開ができるよう、安全性確保のために階段・手すり等の補強を検討する。
- ・酸素ホルダーは、日常管理において発錆や破損の有無を点検するほか、定期的に防錆処置を行って現状維持に努める。
- ・硫酸タンク・濃硫酸注入設備は、日常管理において発錆や破損の有無を点検するほか、定期的に防錆処置を行って現状維持に努める。
- ・貯鉱場は、破損が進行している建屋をGBクレーンとともに保存できるよう、その方法について検討を行う。貯鉱場の北側は資材置場としての利用を継続するため、現状維持に努める。ただし、基礎石積に孕みが確認されることから、日常管理において点検を継続し、孕みが拡大するようであれば修理あるいは補強の措置を検討する。
- ・旧試料所は、北側・南側ともに壁板の割れや剥がれ・窓ガラスの割れ・屋根の雨漏りなどが見られるため、破損箇所の拡大を防ぐよう小規模補修を行い、建物としての健全な状態の維持に努める。破損が進行し、保存修理を実施する際には、内部に残る機械の保存状況を確認したのち、一体的保存を行う。

【本山駅関連施設】

- ・本山駅のプラットホームは、現状維持に努める。プラットホーム上の倉庫は倒壊防止のための応急的な補強を行っており、解体部材を保管している2棟の倉庫とともに、本格的な保存修理を計画し実施する。
- ・本山駅駅舎、本山駅倉庫・便所、本山駅油庫は、部分的な壁板の割れや剥がれ・窓ガラスの割れなどが見られるため、破損箇所の拡大を防ぐよう小規模補修を行い、建物としての健全な状態の維持に努める。
- ・軌道敷は、分岐ポイントの操作機械や信号機の標識等を含めた現状保存に努め、注油や錆止め等の維持的措置を行う。

【現在使用中の施設】

- ・本山製錬所事務所は、清掃、小規模補修、部分的塗替えなど、建築物としての健全な状態を保つための維持管理を継続する。事務所機能を維持するために改修等を行う際は、これまでの改修履歴を確認し、当初の材料や仕様の保存に努める。
- ・重油タンクは、三養会にて販売する重油を貯蔵しており、適切に管理する。将来的には貯蔵施設機能の移転を検討する。
- ・酸素ホルダー横スレート建屋、事務所裏スレート平屋、倉庫（車庫）は、倉庫として活用する施設として適切に管理する。

イ) 本質的価値と密接に関わる要素

- ・トラックスケール、守衛室、浴場などの運搬・管理等に関わる一連の施設は、適切に管理し保存する。

ウ) その他の要素

- ・変電設備（2基）、及び貯水槽は、鉱山保安上の施設として適切に管理し、必要に応じて更新する。
- ・本山製錬所跡は、解体後の工場建屋の床面、西側斜面地の法面緑化などを進めている。今後も敷地内の緑化を推進し、草刈等の管理を行う。ただし、地表面で確認できる排水系統や斜面地の石積、軌道敷の跡などは、製錬所内の歴史的変遷を伝える重要な要素であることから、盛土緑化の前に記録を取った上で実施する。
- ・中・高木の植栽に際しては、地下遺構や景観を阻害することのないよう、適切な場所を選択して行うものとする。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）**オ) 史跡の成立の基盤をなす自然的要素**

- ・本山製錬所跡に接する渡良瀬川は、床固め工事を実施したことで国土交通省による工事は完了済である。したがって、渡良瀬川右岸は崩落等の危険がないという認識であるが、予測を超える大水等によって崩落等が発生した際の復旧対策は、国土交通省及び栃木県と協議の上で取り組むものとする。

カ) 関連遺跡

- ・渡良瀬川にかかる古河橋は、重要文化財保存活用計画を策定し、文化財としての適切な管理に努める。
- ・出川橋梁は、本山駅関連施設として国の登録有形文化財等による保存を検討する。

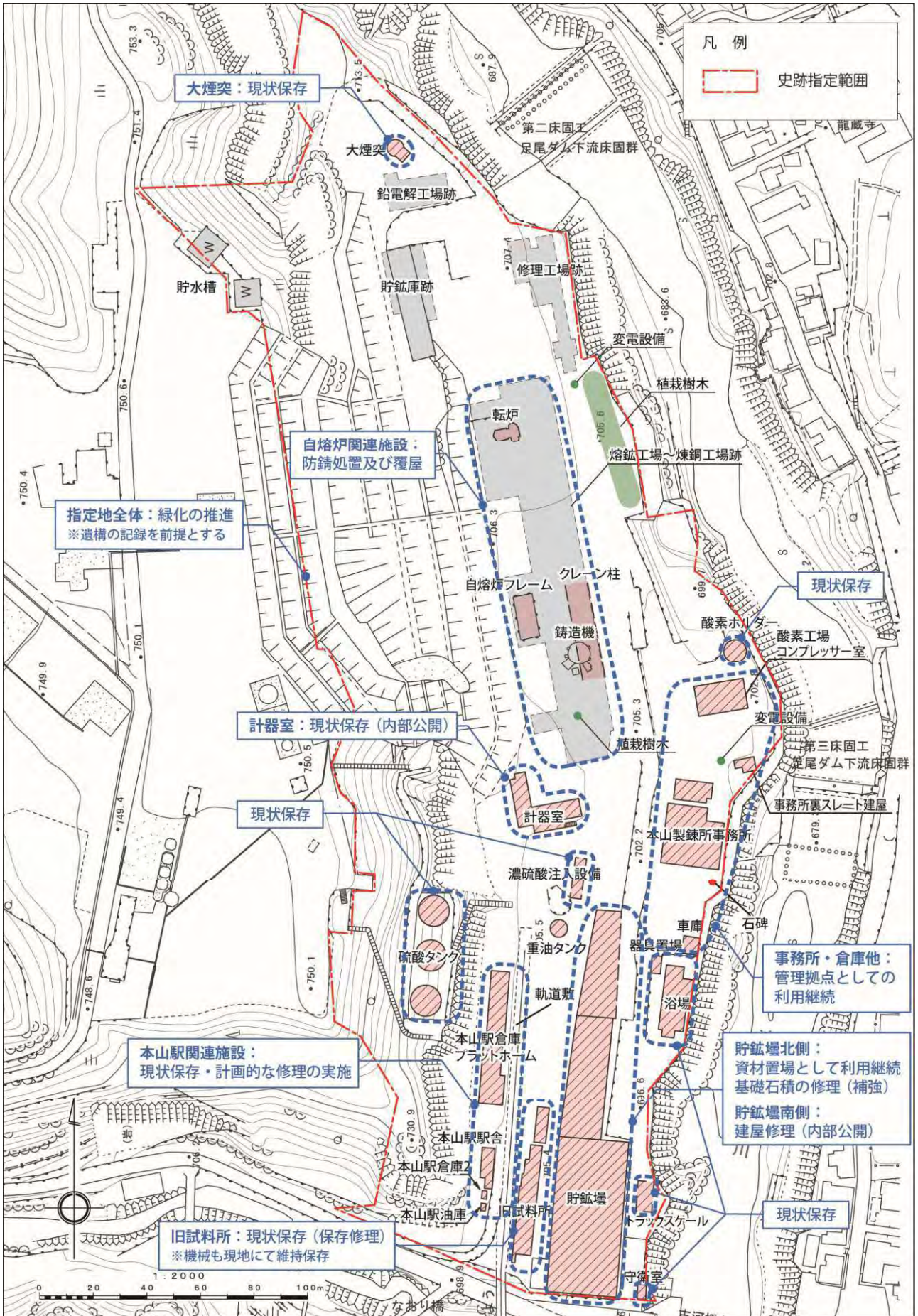


図 3-5 保存管理方針図 (本山製錬所跡)

(6) 本山鉦山神社跡

①保存管理の方針

- ・本殿・拝殿の保存修理と参道空間を復旧し、公開する。
- ・遺構保護、自然地形の維持、見学者への安全かつ快適な環境づくりのために、適切な植生管理を行う。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

- ・境内の敷地を囲む石積や石階段等は、土砂堆積や崩落等が見られるため復旧する。市道舟石線から史跡指定地に至る手前の木橋は現在崩落中のため、新たに整備して通路機能を確保する。復旧後の参道は、管理用通路あるいは公開時の見学路として活用できるよう、除草管理を行う。
- ・本殿・拝殿は、現在倒壊防止のための応急措置を行っており、本格的な保存修理を計画し実施する。
- ・天水桶や石燈籠、石碑等については、苔類除去や防錆処置などを行い、現状保存に努める。
- ・本質的価値を構成する要素に対し防犯管理として、盗難やき損防止対策について検討する。

ウ) その他の要素

- ・本殿背後の斜面地は土砂の崩落及び倒木等が見られるため、危険木は伐採等の管理を行う。
- ・そのほか参道や境内にかかる枯れ枝や枯損木は、すみやかに除去する。斜面地の崩落、落石、土砂流出などの危険が予測される箇所に見られる大型化した樹木は、伐採等による安全管理に努める。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）

エ) 史跡の保存管理や公開活用に供する施設

- ・市道舟石線沿いに設置された説明板（3基）は、当面現位置のままとし、復旧・修理の完了時に配置を見直す。

オ) 史跡の成立の基盤をなす自然的要素

- ・参道の起点となる沢（水路）から市道舟石線までの通路を復旧・整備する。

カ) 関連遺跡

- ・石碑（鳥居寄進碑）は現状保存に努める。
- ・集落跡（石積による造成地形）が残されており、実測調査等を行い、地形の現状維持に努める。

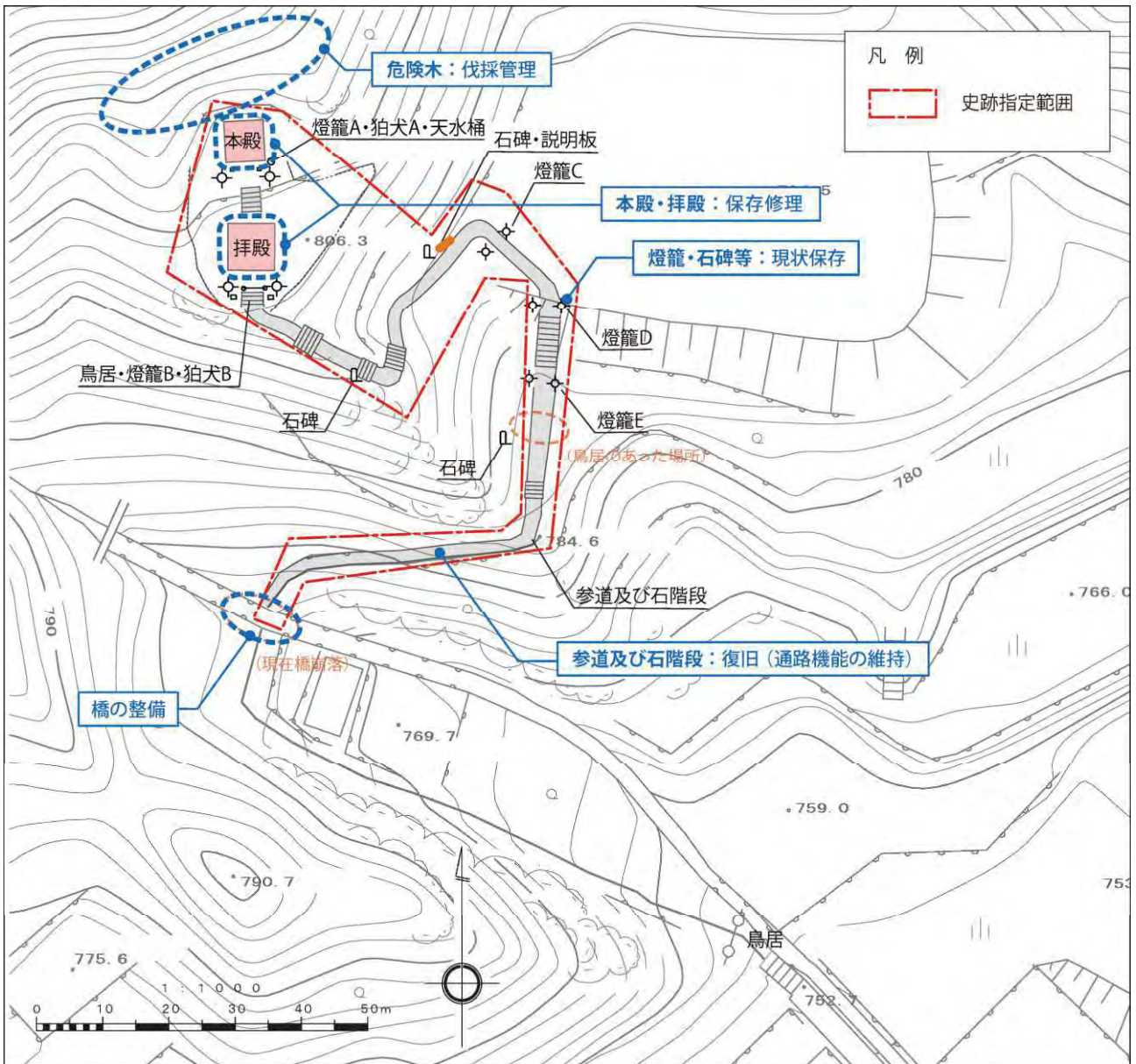


図 3-6 保存管理方針図（本山鉦山神社跡）

(7) 間藤浄水場（追加指定準備中）

①保存管理の方針

- ・講堂のある旧本山小学校の範囲に立ち入りを制限したうえで公開する。
- ・鉱山施設としての安全管理を実施する。

②保存管理の方法

ア) 本質的価値を構成する要素

- ・指定地内の清掃・草刈・点検等を行い、第1号沈澱池及び周囲の石積の現状維持に努める。
- ・講堂は、外観を維持し公開するとともに、内部空間は展示・休憩施設としての活用を検討する。

ウ) その他の要素

- ・廃水管は、定期点検で漏水の有無を確認し、機能維持を行う。
- ・指定地内にある植栽樹木は現状維持を基本とする。ただし、実生から生育した樹木、講堂から沈澱池を眺める上で支障となる樹木は伐採する。

③保存に影響を及ぼす史跡地外の管理（史跡に隣接する諸要素）

エ) 史跡の保存管理や公開活用に供する施設

- ・第1号沈澱池への立入を制限し、施設管理を行う。
- ・朝日橋は現状保存に努め、管理上必要な施設としての利用を継続する。

カ) 関連遺跡

- ・石積の間から生育し、史跡の保存に支障となるマツ等の樹木は伐採する。
- ・中才浄水場を補完する非常用貯水池としての機能を維持するために、沈澱池（第2号～第5号）及び集泥池は必要な維持管理を継続する。

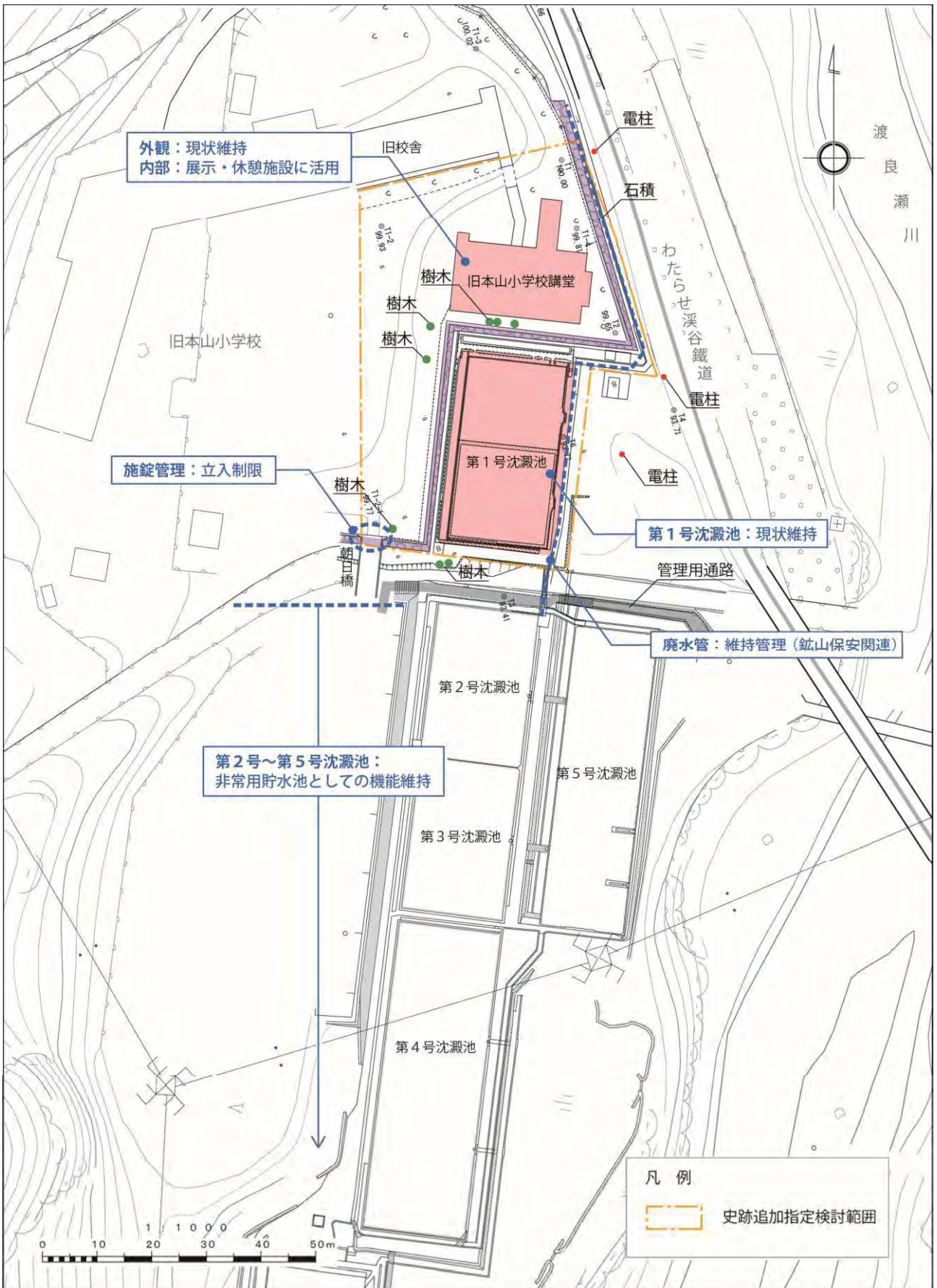


図 3-7 保存管理方針図（間藤浄水場）